

令和5年度（2023年）税制改正 個人所得（NISA）

今回は、令和5年度（2023年）税制改正（大綱）の個人所得、特にNISA制度の紹介になります。NISA制度は制度が数次にわたり大きく変更されており、将来像をつかみにくい状況がありました。

しかし、今回の改正で、制度の恒久化（無期限）が決まったので、将来に向けた検討がしやすくなったものと思われます。

※今後の法整備に伴い、内容が変更になる可能性がありますので、ご注意ください。



主要な改正項目の概要

新NISA制度では、① 制度の恒久化、② 投資保有限度額の拡大、③ 2つの新制度の併用等、投資する側に配慮した制度となっています。

現行の2つのNISA制度（「一般」と「つみたて」）については、2023年末までの口座開設および投資商品の買付が可能とし、2024年（R6年）から始まる新NISA制度の枠外で従前の制度が維持されることになります（新規の投資買付無しで、非課税の口座が残ります）。また、従前のジュニアNISAは、当初の制度期限である2023年末で終了しますが、新規の投資商品の買付無しで非課税の口座が残ります。従前のNISA制度を活用していた方も、新制度を「0」スタートで運用でき、新制度での不利な扱いはありません。

新旧NISA制度の比較

	現行NISA（～2023年末）		新NISA（2024～）	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
制度の併用	併用不可 何れか一方を選択		併用可能	
年間投資限度額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円 (うち成長投資枠の限度1,200万円)	
非課税の保有期間	20年 (以後0-ルオ-ハ-)	5年 (以後0-ルオ-ハ-)	無制限	
制度実施の期間	～2042年 (買付～2023年まで)	2023年末まで	2024年～(恒久化)	
投資対象商品	一定の投資信託	上場株式・ 一定の投資信託等	一定の投資信託	上場株式・ 一定の投資信託等
対象年齢	18歳以上の成人		18歳以上の成人	

現行制度では、長期に渡る投資を行う「つみたてNISA」か、やや短期の通常投資を行う「一般NISA」の何れか一方の選択が必要で、投資の組み合わせ方法が限定されていました。新制度では、制度の併用が可能になり、各人の投資スタイルに合わせてより柔軟な選択ができるようになりました。

また、現行NISAでは、買付を行った分の投資限度額が消費され、既存投資を売却した場合でも保有できる非課税限度額が復活しません。一方、新制度で既存投資を売却した場合には、その売却相当分の非課税保有限度額が復活することになり、限度額を有効に活用することが可能となります。

NISA、IDeco等の投資に係る税制優遇制度が充実してきており、資産形成の手段の一つとして検討してみても如何でしょうか。但し、投資には魅力的なリターンがありますが、それぞれ固有のリスクがあることにはご注意ください。

@3月の予定

3/10・2月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

3/31・1月決算法人の確定申告

・4,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

